

令和8年度 納付報告書の提出について

会社や事業所を経営されている方は、令和7年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）に従業員または役員（事業専従者を含む）（以下「受給者」という）へ給与の支払いがあった場合に、納付報告書を令和8年2月2日までに、受給者が令和8年1月1日現在にお住まいの市区町村へ提出しなければなりません。（地方税法第317条の6）

1 提出先	受給者の令和8年1月1日現在の住所地の市区町村（鎌倉市内に住所地のある受給者の分は、鎌倉市役所 市民税課宛）
2 提出期限	令和8年2月2日（期限前でもなるべく早めにお願いいたします。）
3 住民税の徴収方法	すべての受給者から、住民税を特別徴収（給与天引）することが原則であり、普通徴収（個人納付）は、普通徴収切替理由のいずれかに該当しなければなりません。
4 追加・訂正	総括表右上の余白に「追加」「訂正」と明記のうえ、個人別明細書の摘要欄にも「追加」「訂正」と記載してください。
5 提出後の異動	給与支払報告書の提出後に、退職などの異動が生じた場合には、速やかに給与所得者異動届出書を提出してください。

総括表記載例（鎌倉市様式の場合）

ホチキスは使用せず、クリップで留めて提出してください	令和8年度(令和7年分)納付報告書(総括表)	追加又は訂正により提出する場合は、余白に「追加」「訂正」と記入してください。
提出日 令和8年 月 日 提出先 鎌倉市長	法定提出期限：令和8年2月2日(期限厳守)	鎌倉市特別徴収義務者指定番号 901234567
フリガナ カマクラシヤクショ	名称 鎌倉市役所	法人番号又は個人番号を記入してください。
給与支払者書類送付先 鎌倉市御成町18番10号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	鎌倉市様式の総括表を使用されない場合も、指定番号を所定の欄に記入してください。
代表者職氏名	氏名 電話番号	鎌倉市への報告人員について、住民税の徴収方法の内訳と合計人数を記入してください。
問い合わせ先 (担当者及び税理士等)	上記の印字内容に変更がある場合は、朱書きで訂正してください。 記入に関する注意事項については、裏面を参照してください。 総括表と個人別明細書はホチキスではなく、クリップで留めてご提出ください。	鎌倉市への報告人員について、住民税の徴収方法の内訳と合計人数を記入してください。
特別徴収の納入書 前職分の給与を含む個人別明細書がありますか。 給与を含む個人別明細書がある場合は、前職分の 加入・社会保険料控除・社名等を個人別明細書の摘要欄に記載してください。	□ 必要 □ 不必要 □ はい □ いいえ	普通徴収の方がいる場合、普通徴収切替理由欄に、該当する理由ごとに内訳を記入してください。
①～④を一束（クリップ留）にして提出してください。 ③、④は該当がある場合のみ添付してください。	総従業員数が2名以下 (下記「普A」～「普F」に該当する全ての(他市町村分を含む)従業員数を差し引いた人数) 他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者） 給与が少なく税額が引けない（例：住民税非課税の場合など） 給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない） 事業専従者（個人事業主のみ対象） 退職者又は退職予定者（5月末まで）	内訳
普通徴収人数合計 付)」欄の内訳を記入してください。 明細書の摘要欄に、該当する符号（普A、普Bなど）を記入。付)」は総括表から切り離さないでください。	2 5 合計 5	

給与支払報告書の綴り方



eLTAX（エルタックス）による提出

鎌倉市を含む全国の市区町村では、地方税共同機構が提供する電子申告（eLTAX（エルタックス））を利用した給与支払報告書の提出を受け付けています。eLTAXにより、給与支払報告書と所得税の源泉徴収票の同時作成・一括送信をすることで、給与支払報告書は従業員等の住所地である市区町村に、源泉徴収票は所轄税務署にそれぞれ提出できます。また、チェック機能により入力誤りや計算誤りの防止もできます。

初めてeLTAXを利用して給与支払報告書等を提出する場合には、登録（利用届出）等が必要ですので、お早目の準備をお願いします。

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>
eLTAXヘルプデスク 電話 0570-081459 (つながらない場合: 03-6745-0720) 受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝日、年末年始 12/29~1/3 を除く)

一部の銀行では納入書による支払ができません。eLTAXには、全ての市町村に一括して特別徴収税額の納入ができる機能もありますので、ご検討をお願いします。

こちらからもアクセスできます→



問い合わせ : eLTAXヘルプデスク 電話 0570-081459



※ 11月7日（金）から鎌倉市ホームページで給与支払報告書等をダウンロードすることができます。

【鎌倉市ホームページ】

- 市政情報>申請書等ダウンロードサービス
- >申請書等ダウンロードサービス（税関係）
- >給与支払報告書（総括表・個人別明細書）

給与支払報告書(個人別明細書)記載例

給与支払報告書(個人別明細書)は、税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と同一様式です。

記入方法の詳細は、国税庁「令和7年分 紙与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照してください



国税庁 R7 法定調書 手引き

検索

※										※種別	※整理							
支 給 受 け 者 所 又 は 居 所	※区分										支給者番号	ABC-1234						
	鎌倉市○○町1-2-3 △△マンション202号室										個人番号	*****						
										(役職名)	①							
										氏(フリガナ)	カマクラ タロウ							
										鎌倉 太郎								
種別		支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額							
給料・賞与		内 12,000,000 円			内 10,050,000 円			内 3,549,846 円			内 681,500 円							
(原課)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別老人控除の額)		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数			障害者の数 (本人を除く。)			非居住者である親族の数					
有(徒有)		特定期老人		内 1 人	内 1 人	内 1 人	内 1 人	内 1 人	内 1 人	内 5 人	内 1 人	内 1 人	内 1 人					
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額							
内 610,000		内 1,909,846 円			内 120,000 円			内 50,000 円			内 205,000 円							
(摘要) <前職分を含めて年末調整をしたとき> 前職合算込み 株式会社 鎌倉市御成町○○ R.7.7.31 退職 給与支払額 5,300,000 円 社会保険料 500,500 円 源泉徴収税額 500,980 円																		
<普通微収とするとき> 普凡 等																		
生命保険料の内訳		新生命保険料の金額		内 180,000 円	旧生命保険料の金額		内 100,000 円	介護医療保険料の金額		内 90,000 円	新個人年金保険料の金額		内 360,000 円	旧個人年金保険料の金額		内 180,000 円		
住宅借入金等特別控除適用額の内訳		1 住居開始年月日(1回目)		内 1 月 8 日	2 住居開始年月日(2回目)		内 1 月 20 日	3 住居借入金等特別控除区分(1回目)		内 1 月 8 日	4 住居借入金等特別控除区分(2回目)		内 1 月 20 日	5 住居借入金等年末残高(1回目)		内 20,500,000 円		
原課・特別控除対象配偶者		氏名		内 ③	区分		内 1	配偶者の合計所得		内 1	国民年金保険料等の金額		内 1	長期損害保険料の金額		内 1		
控除対象扶養親族		個人番号		内 ④	区分		内 1	基礎控除の額		内 1	所得金額調整控除額		内 1	5人目以後の控除対象扶養親族の個人番号		内 1		
未成年者	外國人	死亡者	災害報道者	本人小障害者	特	その他の	妻	夫	親と	夫	妻	夫	元号	受給者生年月日				
				内 ⑤	内 1	内 1	内 1	内 1	内 1	内 1	内 1	内 1	昭和 48	年 1 月 1 日				
支払者	個人番号又は法人番号										123456789XXXXX				(支払者の法人番号1桁、個人事業主の場合は個人番号12桁を記載してください。)			
支払者	住所(居所)又は所在地										○○市□□町18-10 △△ビル2階				(電話) 0467-○○-1234			
支払者	氏名又は名称										株式会社 鎌倉御成町							

- ⑧ 〈前職分を含めて年末調整をしたとき〉
「前職合算済」と明記し、給与・社会保険料・会社名を記入してください。
〈5人以上の扶養親族がいる場合〉
4人目までを④に記載し、5人目以降は摘要欄に記入してください。
〈普通徴収とするとき〉
裏面の「普A」から「普F」の理由(符号)を記入してください。

(注1) 「区分」や住宅借入金等特別控除区分等の記載方法は、国税庁「令和7年分 紙と電子申告の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の「第2 紙と電子申告の源泉徴収票（給与支払報告書）」を参照してください。